

# 熊本県環境影響評価条例に基づく公聴会における公述記録

## 1 対象事業の名称

長洲港土砂処分場整備事業

## 2 公聴会の日時及び場所

(1) 日時：令和8年（2026年）2月3日（火）午前10時から午前10時30分

場所：長洲町中央公民館

(2) 日時：令和8年（2026年）2月3日（火）午後2時から午後2時15分

場所：玉名市岱明防災コミュニティセンター

## 3 出席した公述人

(1) 長洲町 3名

(2) 玉名市 1名

## 4 公述人が述べた意見の要旨

別紙のとおり

## 公聴会における公述記録

## 長洲町1番の公述人

公述番号1番の●●●●でございます。環境保全の見地からの意見として申し述べます。昨年、2025年9月30日に長洲町で開催された環境影響評価準備書説明会に参加し質問をしました。環境影響評価の結果は、軽微な影響しかないと報告されましたが、果たしてそうでしょうか。

事業計画では、民間岸壁等のしゅんせつ土砂も受け入れると回答があり、ジャパンマリニュナイテッド株式会社有明事業所、略称し JMU のしゅんせつ土砂の受け入れも行うと回答がありました。では JMU の環境影響調査を行ったのかとの質問に対し未実施と回答されました。理由として、企業からの報告を信頼するとの趣旨の回答でした。

しかしながら、一般的に言われている造船所での作業工程における有害物質として、人体に有害な化学物質とされる塗料や洗浄剤等から排出される揮発性有機化合物や金属加工時の重金属、油性物質等、様々な有害物質が発生をします。

これらは大気汚染や水質汚染を引き起こす可能性が高く、揮発性有機化合物として、塗料やシンナーに含まれるトルエンやキシレン、ベンゼン等で、発がん性や神経系への影響が懸念されます。

重金属では、金属の溶接や研磨作業から発生するカドミウム、クロム等、これらの重金属は環境中に蓄積し、生態系に悪影響を及ぼします。企業は対策として、排出ガスの抑制するための排出ガス処理装置の設置や、排水処理施設の導入、重金属の飛散防止対策等を行っているのが造船所での一般的な有害物質対策です。

JMU にどのような有害な化学物質が存在するのか、どこまで対策を行っているのか、まったくの未知数であり、果たしてこれらの有害物質を完全に除去できているのか疑問です。

ましてや、今回の事業計画は長年にわたり底泥に蓄積された大量の有害物質が含まれている可能性のあるヘドロをしゅんせつし、土砂処分場に廃棄する事になります。

以上のことから環境アセスメントは、より綿密により公正に行う必要があるのではないのでしょうか。

また、工事期間中、工事終了後にも長期にわたり懸念されるノリ養殖業をはじめとする漁業被害について、どこまで調査が及んだのかも疑問です。漁業者の意見を真摯に受け止める必要があるのではないのでしょうか。

未来永ごうにわたり甚大な健康被害や漁業被害が懸念される中、私はこの事業計画について拙速な結論を望みません。

次に、環境影響評価準備書要約書の6ページの2-2-7(2)工事内容の1)護岸工(a)の護岸配置及び構造の記述の中に、「処分場の外郭施設は、波浪、高潮、土圧、地震等の作用に対して安全性が確保され、内部の埋立用材及び保有水が流出しない等の機能を有する構造とし、構造検討は「港湾の技術上の基準を定める省令」に基づいて行った」と掲載されておりますが、大地震によって、ブロック等に亀裂が入り、しゅんせつヘドロが海に流出する、また地下に浸み込む等の被害も予想されます。

さらには台風や突風によって、乾燥したしゅんせつヘドロが上空に飛散する可能性もあります。

巨大地震と言え、南海トラフの影響も考慮しなければなりません。いくら万全な公共工事をアピールしても、最先端の土木技術を駆使しても、大自然の猛威に勝つことはできません。甚大な事故や被害が生じ「想定外でした」という弁明も通用しません。

この事業の概算事業費は約 100 億円。工事は 2 期に分け、その内 10 分の 1 の約 10 億円もの工事費を長洲町が負担する事になりますが、果たして妥当な金額なのか、陸上での処分であればどの位のコストになるのか、様々な角度から別の方法も考慮に入れて再検討すべきではないでしょうか。

甚大な健康被害や漁業被害を想定した上で、この方法であれば安全性が担保される施策が獲得できるまでの間は凍結すべきだと考えます。

さらには、事業計画自体が直接被害を受ける可能性のある多くの住民に知らされていないのが現状であり、現段階において住民の理解を得ることは困難であると考えます。

最後に有明海の甚大な環境破壊を引き起こした大なる原因が、国営諫早湾干拓工事にあると確信し、有明訴訟の原告として、20 数年にわたって裁判闘争に関わってきましたが、このような状況のもとで、長洲港土砂処分場整備事業に着工すれば、諫干の二の舞を演じるのではないかと懸念します。

以上、公述とします。

## 長洲町 2 番の公述人

公述番号 2 番●●●●です。

私は、昨年 9 月 30 日に長洲町で開催されました「長洲港土砂処分場整備事業 環境影響評価準備書説明会」に参加をいたしました。私からは本事業に関する情報開示の在り方について意見を述べさせていただきます。

本事業は、長洲町の自然環境、漁業、さらには町の将来的な財政負担にも関わる、町民に対して長期的かつ重大な影響を及ぼし得る事業であるにもかかわらず、町民への周知や情報共有が十分に行き届いていないというふうに感じています。実際、私が参加した説明会では、影響を受ける可能性のある漁業関係者からの発言や意見がほとんど見受けられませんでした。

これは関心の欠如というよりも、情報が十分に行き届いていないということに起因している可能性があるというふうに考えています。

このような状況を踏まえ、県には、より分かりやすく、かつ継続的な情報提供を行う責任があると考えています。具体的には、環境影響評価準備書を縦覧期間終了後も県のホームページ等で常時閲覧可能な状態とすることを強く要望します。

現在は、県庁や町の役場で一定期間のみ閲覧可能とする運用がなされていますが、その期間中に来庁できない町民は、事実上、情報にアクセスすることができません。

また、インターネット上で閲覧できた時期があったとしても、長洲町の役場のホームページからは該当ページが既に削除されております。

このままでは、今回開催される公聴会においても、過去の説明会に参加していない町民は十分な前提情報を得られないまま意見表明を求められることになり、公聴会本来の意義が大きく損なわれかねません。

少なくとも、公聴会の開催時点においては、準備書及び要約書を誰でも確認できる環境

を整えるべきであるというふうに考えます。

今回は3名の意見公述者がおりますが、情報の常時公開をしていれば、より幅広い方が参加し、より充実した公聴会になっていたかもしれません。

なお、現行の環境影響評価法では、縦覧終了後のインターネット公開を義務付けてはいませんが、他の自治体では、縦覧期間終了後も自主的に準備書等を公開している事例がございます。

さらに、令和7年6月には環境影響評価法の改正法が成立しており、環境省はその背景について、「アセス図書の公表期間が概ね1か月程度に限られ、十分に活用されていない」との課題を指摘しています。改正法は、アセス図書を継続的に公開する仕組みを整備する趣旨であり、令和8年4月1日から施行される予定です。

この法改正の趣旨を踏まえれば、長洲港土砂処分場整備事業においても、先行的かつ自主的に情報公開の充実を図ることは、極めて妥当であり、県民の理解と信頼を得る上でも重要であると考えます。

また、本来、環境影響評価準備書の情報は、県民のための情報ですので、一定期間しか公開しないということは、県民の利益を損なう行為だというふうにも考えることができます。

木村知事は「お出かけ知事室」を通じ、県民の声を幅広く聞く姿勢を示されておられますが、その前提として、県側からの積極的かつ分かりやすい情報公開が必要不可欠です。十分な情報が提供されなければ、意見表明の機会そのものが形骸化してしまう恐れがあります。

長洲港土砂処分場整備事業は、長洲町の将来に大きな影響を及ぼす重要な事業です。県が法律に基づいて事業を進めていることは理解しております。だからこそ、後になって「知らなかった」「聞いていない」という声が生じないよう、堂々とですね、情報を開示し、できる限り多くの関係者が納得できる形で事業が進められることを強く求めます。

以上、私からの公述とします。

### 長洲町3番の公述人

おはようございます。私は当時ノリ漁民をしていた●●●●でございます。

昨年9月30日の、この件についての説明会は非常に不十分。説明ができない点がたくさんありましたので、その問題点について私は公述といたします。

まず第1点は、この腹赤漁協との埋立協定ができたのが、今から50年、50数年前です。昭和45年に日立造船、46年に今の腹赤漁協と協定をされ、それから1年後に埋め立てを開始したのに、そのときは既に今の28haは埋め立てないことを決めたんですね県は。1年後にこれは変更した。ここに私は大きな問題があると思うんですよ。なぜ計画をした通り、全面埋め立てをしなくて、急にこの埋立地の20%に当たる28haを埋め立てなかったのか。ここに私は今度の大きな問題点があると思っております。

これは1つには、漁業者が大変大きな怒りの声を上げたということ。この反映がなければ、こういうことはできなかったというのは、大きな問題点の一つ。これに対する回答はありませんでした。

第2点は、それから50年間経ったのは、この地域をそのまま放置していた。県は9月の

説明会では、漁業者のためにいろいろ検討してきたと言っておりますが、私が耳にしたことは、モーターボートを誘致すること。それに、熊本国体のボート競技を誘致する。この2つが耳に入っただけです。既にこれらの問題は、漁業者のためになるものでも何でもありません。

今回なぜ急にこのような、有明海が非常に今、異常な状況になって、漁業者が困難に陥っているとき、また漁業者に混乱を起こすような無謀な埋め立てをやるのか、これも問題があります。

第3点は、この問題が令和3年に計画をされております。なぜ、この50年たった今、この28haを埋め立てをして、地域のしゅんせつをして、また有明海を汚すのか、地域の住民の漁業者の声を無視するのか、全く私たちは理解できません。

漁民の1人として、今の有明海や荒尾、玉名の漁業者はノリが採れて値段が高くて採算はあうけども、魚やアサリは獲れないんです。

異常な事態を受けその上に、まだこれだけの地域住民、漁業者に大きな影響を与えるという埋め立ては絶対すべきではありません。漁業者が納得するような、そういう説明会をまず県はすべきです。

もう1つ付け加えたら、今回、国や企業からの要請があったことでしょうか。県はすべきではありません。企業は今回の状況を見ていると、日立造船やJMUは、今回、今治造船の子会社になりました。中国や韓国に造船業界を追い抜かれ、大型化を目指す日本の造船のために、長洲工場、いわゆる有明工場を大型船の造船施設に変える。その根底があるのではないか、そのためには、今の海域を深く掘り下げる必要があります。有明海は、浅いために大型船は底がつかえて、それ以上の船は作れないんです。

そこで、今回20haをここに造船所のしゅんせつの土砂を持ってきて、新たな巨大な造船所を作る。そういう計画が明白になったと思っております。

今年の1月6日に今治造船の子会社になるということが発表されました。私たちは、このように、地域の漁業者を無視した今のやり方は到底納得がいきません。私は、これは白紙に戻すべきだと思っております。

昨年のような説明会ではとても納得がいきません。もう一度やるべき、白紙に戻すべきだと思っております。本当に長洲の漁民、腹赤漁民が漁業権を放棄して、地域の住民、町民、漁民が安心して漁業ができる、また企業で働くことができる、そういう状況を作り出すのが、県の事業であり長洲町の行政でなければなりません。

一つ付け加えておくと、長洲町の町長は常に日立造船等に表敬訪問をしてるんです。なぜか。いろいろなお世話になる。それで、表敬訪問しております。この忙しいのに今の町長も2月の2日と3日、大阪で表敬訪問してるんですよ。

皆さん、職員は選挙事務でてんでこ舞いしておる。こういうときに自ら大阪に行って企業訪問してるんですよ。表敬訪問しよる。こういう行政は本当にいいのか、私はこのような事業一つ見ても、もう少し町民に寄り添った漁業者のためになる本当の漁業の振興を図るべきだと思っております。

今回の、この埋立計画は漁業者にとって許すべきものではありません。もう一度白紙に戻して、漁業者を中心として意見を聴いて、地域、岱明や、玉名市、荒尾市の漁業者が安心して認められるような、こういう埋立計画をすべきだと思っております。

私は県知事は、本当に県民の意見も含めないのは、この事業計画は白紙に戻して、一からやり直すべきだと思っております。以上です。

## 玉名市1番の公述人

●●●●と申します。長洲港土砂処分事業について、場所がどこになるかということについては承知をしておりましたが、今日の公聴会については、その長洲港土砂処分場整備事業について反対の立場で公述をいたします。

昨年9月29日と30日の両日、玉名市岱明町と玉名郡長洲町で開かれた長洲港土砂処分場整備事業の環境影響評価、いわゆるアセスメントの説明を聞き、その場で意見を申し上げ、担当部署にパブリックコメントも郵送しておりますので、その趣旨を踏まえての発言です。

昨年の説明会では、両会場ともに事業に賛成で積極的に進めて欲しいという声は、まったくと言ってよいほど無く、逆に反対や懸念をするという声が大多数であったと認識しております。

今回の事業で問題になるのは、土砂処分場予定地の近傍で、漁業を生業としておられる岱明漁業協同組合の組合長さんや組合員さんにどのような影響や被害が予想されるかについて、昨年の岱明会場での説明会で出された意見について、熊本県は真摯に耳を傾けるべきであり、別の方法も考慮の上で、一旦白紙に戻し、再検討もしくは凍結すべきであると思います。以下、5点について意見を述べます。

1点目に、まず本日の公聴会ですが、事業推進のためには必要なのでしょうが、今はノリ収穫の最盛期であり、漁業者が参加しにくい時期でもあり、なぜ今日でならなければならないのか疑問を感じております。

2点目に、コストについてですが、事業に必要なコストは100億円ということですが、この金額は適正で妥当なのか、海上ではなく陸上での処分ならコストはどうか検討されたのでしょうか。昨年の説明会では、コストの10%に当たる10億円は長洲町が負担することになるとのことでしたが、町民の理解は得られているのか疑問に思います。長洲町では10億円を起債によって賄われるようですが、これは交付税等で措置されなければならないと考えます。

3点目に、現在の処分場にこれ以上廃棄することができないことや、今回の事業で処分場に隣接する長洲港やJMU ジャパンマリンユナイテッドにおいて、主に潮流の関係で土砂が堆積しやすいことについては理解しますが、JMUの塗装作業で使用される重金属の中には、毒性のある鉛等は含まれていないのでしょうか。

塗装をするときの飛散対策はとられていると思いますが、排水処理に長洲町の公共下水道を使わずに独自に処理しています。海に流れたものが、海底で汚泥と一緒に沈殿しているのではないのでしょうか。この点について、県は独自に調査して安全を確認する必要があると思います。そういう意味で事業がこのまま進められれば、将来に禍根を残すことになりかねません。また、民間企業であるJMUの土砂処分の費用まで県の事業に含める根拠を示して下さい。

4点目に、水俣病を経験した熊本県において、健康被害や環境問題を想定した上で、被害ができれば補償をすれば済むということではなく、健康の回復にも環境汚染の回復にも時

間を要することは自明の理であり、私は確実な安全性が担保されたもとで事業を進めることを希望します。

最後になりますが、土砂処分場を計画の海上ではなく、長洲町大字名石浜の上組国際物流事業本部有明出張所から有明海に向かって、現在は雑木や草が生い茂っていますが、県有地ですので処分場の候補地として検討はできないのでしょうか。

以上、申し上げまして公述意見としますが、あくまでもこの事業には反対でありますので、今後のことではありますが、同じ考え方の方とも協議の上で、事業の差止請求訴訟についても検討することを申し上げておきます。以上で公述を終わります。